

平成20年度独立行政法人大学評価・学位授与機構学位審査会（第4回）議事要旨

- 1 日 時 平成21年2月13日（金）15時00分～17時00分
- 2 場 所 学術総合センター 11階 1113会議室
- 3 出席者 岩村委員長，中原副委員長
井上，瓜生，大塚，角田，川島，北川，木村，工藤，瀧田，富山，中司，
長澤，野坂，六車，吉川の各委員
(機構側出席者)
工藤理事，濱中准教授，宮崎准教授，森准教授，毛利客員教授
後藤管理部長，宍戸会計課長，小代学位審査課長
- 4 平成20年度学位審査会（第3回）議事要旨について
確定版として配付された。
- 5 議 事
 - (1) 短期大学及び高等専門学校卒業者等に係る学士の学位授与の審査について
学位審査課長から，資料2-1及び2-2に基づき，平成20年度10月期の短期大学及び高等専門学校の卒業者等に対する学位授与に係る各専門委員会・部会の総合判定案について説明の後，審査委員のうち審査を担当した各委員から，審査結果について報告があった。
これらの説明，報告の後，学士の学位授与について，申請者2,498人のうち，2,372人が「合格」，126人が「不合格」と判定された。
ただし，合格者のうち認定専攻科修了見込みの申請者2,164人については，現時点では合格見込みであるため，単位の修得結果を確認した上で，最終的な合否を判定することとされた。
 - (2) 認定課程修了者に係る博士の学位授与の審査について
学位審査課長から，資料3-1及び3-2に基づき，平成20年9月の認定課程修了者に対する博士の学位授与に係る論文の審査及び試験（口頭試問）の判定案について説明の後，審査を担当した医学・薬学専門委員会医学部会の委員から，審査結果について報告があった。
これらの説明，報告の後，博士の学位授与について，防衛医科大学校医学教育部医学研究科修了者18人が「合格」と判定された。

(3) 認定課程修了見込者に係る修士の学位授与の審査について

学位審査課長から、資料4-1及び4-2に基づき、前回11月の学位審査会においてあらかじめ1月から論文の審査及び試験（口頭試問）を実施することが了承された、平成21年3月の認定課程修了見込者に係る修士の学位授与の申請状況について説明の後、機構長から学位審査会に、修士の学位授与の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け、平成21年3月の認定課程修了見込者に係る修士の学位授与の申請について、論文の審査及び試験（口頭試問）を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に論文の審査及び試験（口頭試問）が付託された。

(4) 認定課程修了予定者（留学生）に係る修士の学位授与の審査について

学位審査課長から、資料5-1及び5-2に基づき、防衛大学校理工学研究科前期課程及び総合安全保障研究科前期課程を平成21年3月修了予定の留学生7人に係る修士の学位授与の申請予定について説明があり、審議の結果、同留学生については、帰国前の3月中に論文の審査及び試験（口頭試問）を行うことが了承された。

(5) 認定課程修了予定者に係る学士の学位授与の審査について

学位審査課長から、資料6に基づき、平成21年3月の認定課程修了予定者（防衛大学校本科445人、防衛医科大学校医学教育部62人、独立行政法人水産大学校本科198人、海上保安大学校本科31人、気象大学校大学部13人、職業能力開発総合大学校長期課程210人、国立看護大学校看護学部86人の合計1,045人）に係る学士の学位授与の審査手続について説明があり、審議の結果、3月の正式な申請を受けた後、各教育施設の長が発行する証明書に基づき、機構が認定した課程の修了及び大学設置基準に規定される単位以上の修得を機構で確認の上、審査を委員長に一任することが了承された。

(6) 短期大学及び高等専門学校の特攻科に係る認定の審査について

学位審査課長から、資料7-1及び7-2に基づき、平成20年9月に申出のあった短期大学及び高等専門学校の特攻科の認定に関し、審査を担当した各専門委員会・部会の判定案について説明の後、審査委員のうち審査を担当した各委員から、審査結果について報告があった。

これらの説明、報告の後、認定の可否について、申出のあった6校6専攻（短期大学専攻科4校4専攻、高等専門学校専攻科2校2専攻）すべてが「可」と判定された。

(7) 短期大学及び高等専門学校の特攻科に係る認定の再審査について

学位審査課長から、資料8-1及び8-2に基づき、前回11月の学位審査会において審査が付託された短期大学及び高等専門学校の特攻科の認定の再審査に関し、審査を担当した各専門委員会・部会の判定案について説明の後、審査委員のうち審査を担当した委員から、審査結果について報告があった。

これらの説明、報告の後、認定の可否について、再審査の対象となった3校3専攻のうち平成21年3月31日に廃止する旨の届出がなされた短期大学専攻科1校1専攻を除く、2校2専攻（短期大学専攻科1校1専攻、高等専門学校専攻科1校1専攻）が「可」と判定された。なお、廃止の届出がなされた短期大学専攻科1校1専攻については、審査を終了することとなった。

(8) 平成20年度認定専攻科に係る教育の実施状況等の審査について

学位審査課長から、資料9-1及び9-2に基づき、短期大学及び高等専門学校専攻科に係る教育の実施状況等の審査に関し、審査を担当した各専門委員会・部会の判定案について説明の後、審査委員のうち審査を担当した各委員から、審査結果について報告があった。

これらの説明、報告の後、教育の実施状況等の適否について、審査対象となった29校47専攻(短期大学専攻科16校20専攻, 高等専門学校専攻科13校27専攻)すべてが「適」と判定された。

(9) 防衛大学校総合安全保障研究科後期課程の認定の審査について

学位審査課長から、資料10-1及び10-2に基づき、平成20年9月に申出のあった博士課程に相当する教育を行う課程としての防衛大学校総合安全保障研究科後期課程の認定に関し、審査を担当した社会科学専門委員会の判定案について説明の後、審査を担当した社会科学専門委員会の委員から、審査結果について報告があった。

これらの説明、報告の後、認定の可否について、申出のあった当該課程が「可」と判定された。

(10) 職業能力開発総合大学校長期課程の認定の再審査について

学位審査課長から、資料11-1及び11-2に基づき、前回11月の学位審査会において審査が付託された大学の学部に対応する教育を行う課程である職業能力開発総合大学校長期課程の認定の再審査に関し、審査を担当した各専門委員会・部会の判定案について説明の後、審査委員のうち審査を担当した各委員から、審査結果について報告があった。

これらの説明、報告の後、認定の可否について、再審査の対象となった当該課程が「可」と判定された。

(11) 平成20年度認定課程に係る教育の実施状況等の審査について

学位審査課長から、資料12-1及び12-2に基づき、各省庁大学校の認定課程に係る教育の実施状況等の審査に関し、審査を担当した各専門委員会・部会の判定案について説明の後、審査委員のうち審査を担当した医学・薬学専門委員医学部会の委員から、審査結果について報告があった。

これらの説明、報告の後、教育の実施状況等の適否について、審査対象となった2校4課程すべてが「適」と判定された。

(12) 平成21年度の審査スケジュールについて

学位審査課長から、資料13に基づき、平成21年度の審査スケジュールについて説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(13) その他

管理部長から、現在国会に提出されている、平成22年4月1日に当機構と独立行政法人国立大学財務・経営センターが統合し独立行政法人大学改革支援・学位授与機構となることを内容とする法律案について説明があった。

以上